

助成事業名	1 鹿沼市出会いの場創造協働事業補助金																		
担当部課係	こども未来部 子育て支援課 こども支援係 Tel 63-2160																		
内容	<p>〈対象〉各種団体等          〈団体等の要件〉          (1) 市内で婚活イベントを開催する団体又は個人であること          (2) 事業を直接実施する者であること          (3) 政治的、宗教的、または営利活動を目的としていないこと          〈事業の要件〉          (1) 原則として、本市内で実施すること          (2) 参加者数は、10名以上であること          (3) 参加者の年齢は、20歳以上概ね45歳未満であること          (4) 応分の参加者負担金を徴収すること          〈必要書類〉          (1) 補助金等交付申請書          (2) 補助事業等実施計画書          (3) 補助事業等収支内訳書          (4) その他参考資料          ※事業が完了したときは、事業完了報告書及び決算書を提出してください。          〈補助金額〉          下記の対象経費（予算の範囲内において、限度額10万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 90%;">対 象 経 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>講師・協力者謝礼 参加者報償（参加賞、参加者が打ち解けるためのゲーム賞品代、カップル成立記念品等）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>食糧費（ただし、外部講師等特殊技能又は知識を有する者に対する経費に限る。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>賄材料費（ケーキづくり教室の際の材料代等）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>印刷製本費（パンフレット・チラシ印刷代、記録写真現像・プリント代）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>消耗品費（物づくり教室の際の材料代を含む。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>役務費（通信運搬費、参加者傷害保険料、保管料、広告料、手数料、筆耕料、翻訳料等）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>委託料（司会・進行等委託料、事前セミナー委託料、シルバー人材センター派遣料等）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>使用料及び賃借料（事業会場・打合せ会場等使用料、物品借上料、バス借上料、タクシー借上料等）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）補助金の対象となる経費は、事業に必要な経費であり、団体の通常の運営にかかる経費（事務所の家賃・光熱水費、職員の人件費等）は、対象外とする。</p>	番号	対 象 経 費	1	講師・協力者謝礼 参加者報償（参加賞、参加者が打ち解けるためのゲーム賞品代、カップル成立記念品等）	2	食糧費（ただし、外部講師等特殊技能又は知識を有する者に対する経費に限る。）	3	賄材料費（ケーキづくり教室の際の材料代等）	4	印刷製本費（パンフレット・チラシ印刷代、記録写真現像・プリント代）	5	消耗品費（物づくり教室の際の材料代を含む。）	6	役務費（通信運搬費、参加者傷害保険料、保管料、広告料、手数料、筆耕料、翻訳料等）	7	委託料（司会・進行等委託料、事前セミナー委託料、シルバー人材センター派遣料等）	8	使用料及び賃借料（事業会場・打合せ会場等使用料、物品借上料、バス借上料、タクシー借上料等）
番号	対 象 経 費																		
1	講師・協力者謝礼 参加者報償（参加賞、参加者が打ち解けるためのゲーム賞品代、カップル成立記念品等）																		
2	食糧費（ただし、外部講師等特殊技能又は知識を有する者に対する経費に限る。）																		
3	賄材料費（ケーキづくり教室の際の材料代等）																		
4	印刷製本費（パンフレット・チラシ印刷代、記録写真現像・プリント代）																		
5	消耗品費（物づくり教室の際の材料代を含む。）																		
6	役務費（通信運搬費、参加者傷害保険料、保管料、広告料、手数料、筆耕料、翻訳料等）																		
7	委託料（司会・進行等委託料、事前セミナー委託料、シルバー人材センター派遣料等）																		
8	使用料及び賃借料（事業会場・打合せ会場等使用料、物品借上料、バス借上料、タクシー借上料等）																		

助成事業名	2 野生鳥獣地域対策交付金
担当部課係	経済部 林政課 森林保全係 TEL 63-2187
内容	<p>〈対象〉自治会協議会</p> <p>〈要件〉          特定鳥獣の個体数の調整、有害鳥獣の駆除、捕獲器具等の購入、被害防止の広報活動等、野生鳥獣による被害に強い地域づくり等の事業を支援する。</p> <p>〈対象鳥獣〉          (1) イノシシ          (2) ニホンジカ          (3) ニホンザル          (4) ツキノワグマ          (5) その他市長が認める野生鳥獣</p> <p>〈対象事業〉          (1) 個体数の調整を目的としたイノシシ・ニホンジカ・ニホンザルの捕獲          (2) 住民の安全の確保を目的とした対象鳥獣の捕獲          (3) 対象鳥獣の捕獲のために必要な器具等の購入、作製等          (4) 被害防止のための広報活動、周知など          (5) その他市長が必要と認める事業</p> <p>〈必要書類〉          (1) 補助金等交付申請書          (2) 事業計画書          (3) 収支予算書</p> <p>〈注意事項〉          交付金は予算の範囲内で交付する。</p>

助成事業名	3 とちぎの元気な森づくり里山林整備事業						
担当部課係	経済部 林政課 木のまち推進係 TEL 63-2186						
内容	<p>〈対象〉各単位自治会・自治会協議会、その他地域住民による団体</p> <p>〈要件〉</p> <p>「通学路をきれいにしたい」 「農作物の獣害を防ぎたい」 などの地域で活用されています。</p>						
	支援メニュー	<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動の内容</th> <th>交付上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 里山整備に対する支援</td> <td>                     ① 5年間で100万円 (1haあたり)                      ② ③年数に応じて 5万円～25万円 (1haあたり)                      (③は初年度26万円)                 </td> </tr> <tr> <td>2 森づくり活動に対する支援</td> <td>20万円 (1団体あたり)</td> </tr> </tbody> </table>	活動の内容	交付上限額	1 里山整備に対する支援	① 5年間で100万円 (1haあたり) ② ③年数に応じて 5万円～25万円 (1haあたり) (③は初年度26万円)	2 森づくり活動に対する支援
活動の内容	交付上限額						
1 里山整備に対する支援	① 5年間で100万円 (1haあたり) ② ③年数に応じて 5万円～25万円 (1haあたり) (③は初年度26万円)						
2 森づくり活動に対する支援	20万円 (1団体あたり)						
<p>〈必要書類〉</p> <p>(1) 補助金等交付申請書</p> <p>(2) 事業計画書</p> <p>(3) 収支予算書</p> <p>〈注意事項〉</p> <p>(1) 初年度だけでなく、整備後4年の管理が必要。(1のメニュー)</p> <p>(2) 市と森林所有者、自治会等による3者協定が必要。(1のメニュー)</p> <p>(3) 5カ年の事業が終了した箇所についても、再度申請が可能。 (1のメニュー)</p> <p>(4) 活動の対象地域は市有林とする。(2のメニュー)</p> <p>森林を活用した人づくり・地域づくり活動にもオススメです。</p>							

助成事業名	4 資源ごみ回収報償金
担当部課係	環境部 廃棄物対策課 廃棄物対策係 TEL 64-3241
内容	<p>〈対象〉市内の自治会、老人会、子供会など地域住民団体</p> <p>〈要件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市内の自治会、老人会、子供会など住民団体であること</li> <li>(2) 回収する1か月前に、資源ごみ回収団体の届出を行うこと</li> <li>(3) 原則として年1回以上定期的に、家庭から出た資源ごみの集団回収を行うこと</li> <li>(4) 市が指定した回収業者に資源ごみの回収を依頼すること</li> </ul> <p>〈必要書類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 資源ごみ回収団体届出書</li> <li>(2) 資源ごみ売却実績報告書</li> </ul> <p>〈注意事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 報償金の額は、回収重量 1Kg 当たり 4 円（平成 23 年度から）です。 ※令和 3 年度から、市から実施団体への報償金の対象品目が変更になりました。対象品目：古紙類のみ（新聞、雑誌、段ボール）</li> <li>(2) 回収を行った後、1 か月以内に資源ごみ売却実績報告書を廃棄物対策係（環境クリーンセンター）に提出してください。</li> <li>(3) 実施日や回収する資源ごみについては、事前に回収業者とよくご相談ください。</li> <li>(4) 代表的な資源ごみ <ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙類（新聞紙、雑誌、ダンボール）</li> <li>・ビン類（一升瓶等の酒瓶、ビール瓶）</li> <li>・金属類（アルミ缶、銅類など）</li> </ul> </li> </ul> <p>※古紙類以外は、報償金の対象になりません。ただし、回収をご希望の場合は、回収業者とご相談ください。</p>

助成事業名	5 きれいなねっと鹿沼（アダプト・プログラム）
担当部課係	環境部 環境課 環境保全係 TEL 65-1064
内容	<p>〈対象〉市内の自治会、地域住民団体、企業、老人会、子供会などの団体</p> <p>〈要件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）市内における一定区間の公共の場所の美化活動を行うこと</li> <li>（2）5名以上の団体であること</li> <li>（3）年6回以上の活動があること</li> </ul> <p>〈必要書類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）きれいなねっと鹿沼活動届出書</li> <li>（2）きれいなねっと鹿沼登録名簿</li> </ul> <p>〈注意事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）本事業は、一定区間の公共の場所を養子に見立て、市民が里親になって養子（公共の場所）の美化活動を行い、市がその支援をするものです。</li> <li>（2）公共の場所とは、道路、河川、公園、その他の公共施設をいいます。 （市が管理する区域が対象です。）</li> <li>（3）支援の対象となる活動は、ごみの収集、草花や樹木の管理などです。</li> <li>（4）市は、清掃用具の貸与などの支援を行います。</li> <li>（5）毎年、活動報告書を提出していただきます。</li> </ul>

助成事業名	6 ごみステーション整備事業補助金
担当部課係	環境部 廃棄物対策課 廃棄物対策係 Tel 64-3241
内容	<p>&lt;概要&gt; 自治会等が設置又は所有する既設ごみステーションを2箇所以上集約し、整備するごみステーションに対し、その一部を補助する。</p> <p>&lt;補助金額&gt; 補助対象の費用の2分の1とし、7万円を上限とする。 ただし、千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。</p> <p>&lt;対象&gt; 対象者：自治会（自治会が事業主体であること） 対象費用  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみステーションの整備に要する費用</li> <li>・ステーションの構造物設置費用</li> <li>・ネットフェンス設置費用</li> <li>・その他設置に付随する費用</li> </ul> </p> <p>&lt;要件&gt; 補助対象施設：自治会が設置（所有）するごみステーション            (1) 既設ごみステーションを2箇所以上集約する。            ただし、当該ステーションが収集を開始してから1年以上経過したものの。            (2) ごみステーションの利用者の全てが集約に同意していること。            (3) 上記に加え、集約整備するごみステーションが鹿沼市一般廃棄物処理要綱第3条第1項第1号から第7号に定める基準を満たしていること。</p> <p>&lt;必要書類&gt;            (1) 補助金等交付申請書（様式第1号）            (2) 事業計画書（様式第2号）            (3) 収支予算書（様式第3号）            (4) ごみステーション設置場所付近の位置図            (5) 整備に要する費用内訳が確認できる書類（見積書等）の写し            (6) ごみステーションの平面図、構造図等            (7) 設置場所の土地関係が確認できる書類（契約書等）            (8) 廃止する既設ごみステーションの位置図            (9) 集約整備するごみステーション利用者の同意書</p> <p>&lt;注意事項&gt;            (1) アパート等の共同住宅専用に設置されたものを除く。            (2) ごみステーションの用に供する土地の取得又は賃貸費用は除く。</p>

## 都市建設部

助成事業名	<b>7 鹿沼市河川愛護会への補助金</b>
担当部課係	都市建設部 維持課 路政係 TEL 63-2208
内容	<p>〈対象〉 河川愛護活動を行う団体</p> <p>〈要件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鹿沼市内河川の維持保全</li> <li>・ 自主的な河川愛護活動の促進</li> </ul> <p>〈必要書類〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 河川清掃実施申請書</li> <li>(2) 河川清掃実績報告</li> <li>(3) 位置図</li> <li>(4) 実施状況写真</li> </ol> <p>〈注意事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本会は河川愛護活動の促進を目的としている。</li> <li>(2) 補助金は予算内の振り分けであるため、活動に対しての定額交付ではなく、当該年度の活動状況により変化する。</li> <li>(3) 補助金の支払いは年度末となる。</li> </ol>

助成事業名	<b>8 鹿沼市道路愛護会への補助金</b>
担当部課係	都市建設部 維持課 路政係 TEL 63-2208
内容	<p>〈対象〉 道路愛護活動を行う団体</p> <p>〈要件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鹿沼市内の道路維持保全</li> <li>・ 自主的な道路愛護活動の促進</li> </ul> <p>〈必要書類〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路清掃実施申請書</li> <li>(2) 道路清掃実績報告</li> <li>(3) 位置図</li> <li>(4) 実施状況写真</li> </ol> <p>〈注意事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本会は道路愛護活動の促進を目的としている。</li> <li>(2) 補助金は予算内の振り分けであるため、活動に対しての定額交付ではなく、当該年度の活動状況により変化する。</li> <li>(3) 補助金の支払いは年度末となる。</li> </ol>

## 教育委員会

助成事業名	<b>9 遊休地利用資材支給</b>
担当部課係	教育委員会事務局 スポーツ振興課 スポーツ施設係 TEL 63-2255
内容	<p>〈対象〉 遊休地利用団体、遊休地賃借人</p> <p>〈要件〉  対象施設：ゲートボール場  ミニ運動場（グラウンドゴルフ場等の面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の施設）  ただし、公共団体等が管理・運営している施設は除く。</p> <p>〈必要書類〉  ・遊休地利用資材支給申請書</p> <p>〈注意事項〉  ・同一箇所への支給は、1年度（4月～翌3月）に1回限りとする。  ・予算の関係上、年度途中で受付を中止する場合もある。  ・支給資材の発注は、申請者が行う。  ・支給する資材：砂、山砂、砂利  ・支給する資材の数量：ゲートボール場は、2万円以内の数量  ミニ運動場は、3万円以内の数量</p>

助成事業名	<b>10 屋台収蔵施設建設事業等補助金</b>
担当部課係	教育委員会事務局 文化課 文化財係 TEL 62-1172
内容	<p>〈対象〉 国指定重要無形民俗文化財に係る屋台を所有する自治会等</p> <p>〈要件〉  （1）文化財保存施設としての機能を持ち、地域のシンボルとしてまちづくりに効果的に活用でき得る屋台収蔵施設の新築・修繕  （2）（1）の屋台収蔵施設のシャッター等にシンボル画を描くもの  （3）屋台収蔵施設の敷地借り上げに係る経費</p> <p>〈補助金額〉  （1）新築の場合：建設工事費の3分の2以内で、限度額1,000万円  修繕の場合：修繕費の3分の1以内で、限度額200万円  （2）対象経費の100%以内（描画に係る費用のみが対象）  （3）対象経費の100%以内（市長が定める算定式に基づく）</p> <p>〈必要書類〉  （1）補助金等交付申請書 （2）事業計画書 （3）収支予算書  （4）その他参考資料</p>



助成事業名	1 1 鹿沼市高齢者生きがい支援（ほっとサロン）事業補助金										
担当部課係	保健福祉部 高齢福祉課 長寿推進係 TEL 63-2288										
内容	<p>〈対象〉</p> <p>市内に住所を有する60歳以上の高齢者を対象に、お茶飲みのなサロンによる高齢者と地域住民とのふれあい活動（交流）を行う自治会・ボランティア団体・老人会等</p> <p>〈要件〉</p> <p>（1）事業の内容          教養・娯楽、交流・レクリエーション、軽スポーツ、保健予防等に関すること。誰でも気軽に参加できること。</p> <p>（2）実施回数          ・原則月1回以上（1回2時間以上）</p> <p>（3）開催会場          町内の自治公民館又は空き家等 ※自宅内での開催は不可。</p> <p>（4）補助金額          年度内の開催回数で補助金額を決定します。※<u>1回 2,500円</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業開始時期</th> <th>年度内最大額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>7月1日</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>10月1日</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>1月1日</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（5）補助金で支出できるもの          消耗品費、会場借上費、通信費（切手代等）、講師謝礼、保険料、お茶・菓子代 等</p> <p>（6）交付条件          申請する前に、最低3か月活動した実績が必要です。活動を始める前に高齢福祉課までご相談ください。</p> <p>〈必要書類〉</p> <p>（1）補助金交付申請書          （2）事業計画書          （3）収支予算書          （4）その他参考資料</p> <p>※事業が完了したときは、補助事業等実績報告書、事業実績書、収支決算書及び活動内容が確認できる参考資料を提出してください。</p>	事業開始時期	年度内最大額	4月1日	60,000円	7月1日	45,000円	10月1日	30,000円	1月1日	15,000円
事業開始時期	年度内最大額										
4月1日	60,000円										
7月1日	45,000円										
10月1日	30,000円										
1月1日	15,000円										

## 保健福祉部

助成事業名	12 鹿沼市老人クラブ活動補助金
担当部課係	鹿沼市老人クラブ連合会（鹿沼市社会福祉協議会呼出）TEL 65-5191 保健福祉部 高齢福祉課 長寿推進係 TEL 63-2288
内容	<p>〈対象〉</p> <p>市内で組織され、鹿沼市老人クラブ連合会に加入している<u>単位老人クラブ</u>に<u>補助金を交付</u>します。補助金の申請は鹿沼市老人クラブ連合会を通して行います。<b>※自治会への直接的な支援制度ではありません。</b></p> <p>〈必要書類〉</p> <p>（１）補助金交付申請書 （２）老人クラブ事業計画・収支予算書 （３）その他参考資料</p> <p>※事業が完了したときは、補助事業等実績報告書及び老人クラブ事業実績報告・収支決算書の提出が必要です。その他参考資料の提出をお願いすることがあります。</p> <p>〈注意事項〉</p> <p>補助金の算出基礎は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 単位老人クラブ定額 20,800 円＋（会員数×400 円） （申請時期により補助金算定率が変わります。）</li> </ul>

助成事業名	13 鹿沼市通所型サービス B（住民主体の通所型サービス）事業補助制度
担当部課係	保健福祉部高齢福祉課地域包括ケア推進係 Tel 63-2175
内容	<p>&lt;概要&gt;</p> <p>高齢者の生きがいづくりや地域の支え合いを推進するため、住民主体による通いの場において介護予防等の活動を行っていただき、その活動内容に応じて補助金を支給する。</p> <p>&lt;要件&gt;</p> <p>(1) 市税に滞納がないこと、政治・宗教・営利目的でないこと、暴力団等でないこと。</p> <p>(2) 市内に住所を有し、代表者を置いていること。</p> <p>(3) 市内で事業を行うものとし、活動場所は市の施設、公民館、空き家等であること。（自宅は不可）</p> <p>(4) 毎回必ず1時間程度、介護予防に資する活動（例：体操、口腔の運動、機能訓練、認知症予防講座、健康麻雀、合唱等）を実施すること。</p> <p>(5) 参加者が5人以上であること、かつ要支援1・2の人または事業対象者が1人以上いること。</p> <p>&lt;補助額&gt;</p> <p>月2～4回活動：10,000円/月</p> <p>月5回以上活動：20,000円/月</p> <p>&lt;対象経費&gt;</p> <p>報償費、研修費、消耗品費、印刷費、備品購入費、修繕費、保険料等</p> <p>詳細につきましては鹿沼市ホームページ掲載の『鹿沼市通所サービスB(住民主体の通所型サービス)事業補助制度 実施団体募集のご案内』をご覧ください。</p>